

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年1月20日 報告

守谷市長 松丸修久

専決処分書

和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年12月25日

守谷市長 松 丸 修 久



1 和解の相手方

住所 ○○○○○

氏名 ○○○○○

2 和解の内容

(1) 事故発生日時

令和7年7月5日 午後8時00分頃

(2) 事故発生場所

守谷市内

(3) 事故の概要

市道の歩道を歩いていた際に、歩道に敷設されていたコンクリートブロックの一部が陥没しており段差が生じていたため、その段差に左足がつまづき転倒し、右手の小指を骨折した。

(4) 損害賠償額

405,008円